



令和3年度林業労働災害防止強調運動

期間：11月1日～11月30日

林業労働災害防止強調運動の目的

県内の林業における労働災害による死亡者数は、平成23年から令和2年までの10年間で30名（**全国ワースト2位**）に上り、憂慮すべき状況が続いている。また、同期間の県内全産業死亡者数は126名で、このうち23.8%が林業であり、他の業種と比べて高い割合を占めている。本年も9月末時点で**2名**の死亡災害が発生しており、予断を許さない状況にある。

死亡災害の発生状況を見ると、**チェーンソーや刈払機等による切れ**、こすれ災害、**伐倒木等による激突され**災害が**全体の約半数（44%）**を占め、それに加え車両系木材伐出機械等に関わる災害やかかり木による災害など過去に繰り返された災害が依然として発生している。重篤な災害が発生する要因として、**林業現場では基本的な安全管理の取組が徹底されていない**ことが挙げられる。さらに、県内の林業を取り巻く状況として、林業労働者の不足並びに高齢化及び車両系木材伐出機械の急速な導入等があり、林業現場においては、林業経験の浅い未熟練労働者への効果的な安全衛生教育の実施、高年齢労働者への作業配慮、車両系木材伐出機械の労働災害防止に関する検討結果を踏まえた作業計画の作成及び作業員への周知が徹底されていない状況が認められる。

以上を踏まえ、本年度において関係行政機関及び林業関係団体の連携の下、伐木作業等が本格化する11月の時期に重点事項を集中的に取組むこととし、林業における労働災害防止対策の徹底と作業の安全対策を定着させ、もって死亡災害撲滅及び労働災害の大幅な減少を図ることとする。

強調運動期間中に実施すべき取組み事項

(1) 林業店社における実施事項

- 現場責任者等による安全衛生管理体制の整備
- 新規就業者に対する**雇入れ時教育及び作業内容の変更時等の際の安全教育実施**の徹底
- 現場での作業条件に応じた**有資格者等の適正配置**
- 経営首脳、安全管理者等による**安全パトロール等の実施**
- ポスターの掲示等による安全意識の高揚

(2) 林業現場における実施事項

ア 共通事項

- 労働災害防止のための基本的ルール遵守
- 服装の点検、保護帽、安全帯、保護眼鏡、耳栓及び防振手袋等の保護具等使用の徹底
- 作業員の具体的な**作業内容を明示した作業日報の作成**
- 作業前ミーティングの実施**
- 作業現場の一斉点検の実施（**リスクアセスメント等の実施**）
- 新規就業者とベテラン労働者の組合せ等による未熟練労働者に係るリスク回避
- 緊急連絡体制の点検及び救護訓練の実施**
- 「現場班長による安全現場宣言運動」への取組

イ 集材作業

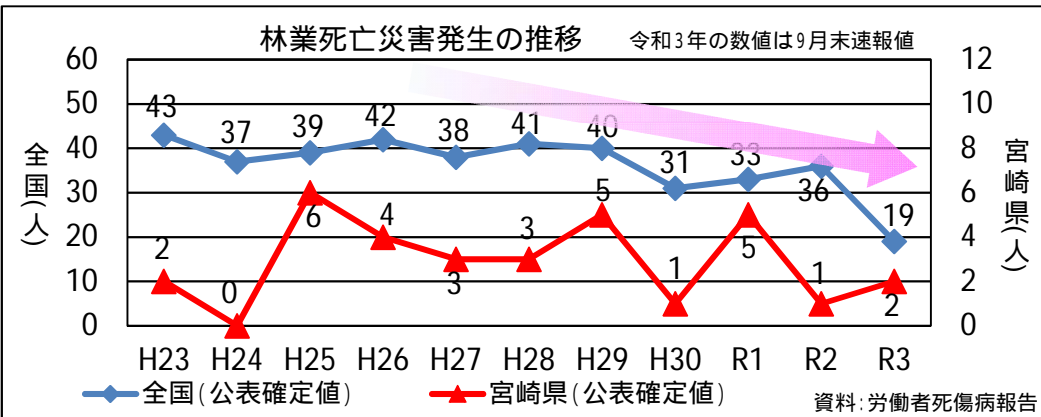
- 集材装置等の主索直下及び内角側等の**危険箇所への立入禁止**
- 荷掛け、荷外しの際の**合図及び退避の徹底**

ウ 木材伐出機械等作業

- 路肩からの転落防止のための**走行路の幅員確保**
- 作業員との接触防止のための**明確な合図の実施**

- 路肩、傾斜地で転倒または転落による危険を防止するため、**シートベルトの着用の徹底**
 - 木材伐出機械等の運転席の**ヘッドガード、防護柵の設置**
 - 木材伐出機械等運転業務従事者に対する**特別教育受講の徹底**
- #### エ 伐木造材作業
- 指差し呼称等による周囲の安全確認
 - 伐倒にあたっての**安全な伐倒方向の決定及び適切な受け口切り、追い口切りの徹底**
 - 大径木、偏心木の**伐倒の際のくさび使用**
 - 適切な**退避場所の選定**
 - 伐倒の際の**合図及び退避の徹底**
 - キックバック、枝のはね返り等防止のためのチェーンソーの適正使用**
 - 急傾斜地等を移動する際の墜落・転落災害防止用の**歩行補助ロープの設置及び墜落制止用器具使用の徹底**または迂回移動の励行
 - チェーンソー及び刈払機使用時における**保護衣及び足指防護用作業靴の着用**
- #### オ かかり木処理作業
- 専用器具使用等による安全対策の徹底**
 - かかり木を放置する場合の**危険区域の標示及び立入禁止**
- #### カ トラック荷台（積荷）からの墜落・転落の防止
- 墜落時保護用の保護帽の着用**
 - 耐滑性のある靴の使用
 - 荷台端付近での安全な作業姿勢の徹底（荷台外側に背を向けず、後ずさりしない）
 - 荷締め、ラッピング等の作業は、可能な限り**地上からの作業**とすること
 - 荷台への昇降時における**昇降設備の使用**

過去10年間（H23年～R2年）の林業死亡労働災害の推移は全国的に減少しているのに対し、県内では横ばい



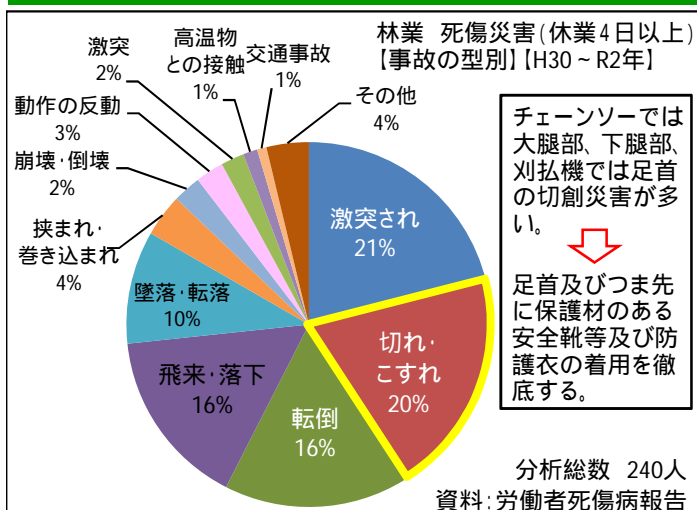
宮崎県の林業はH23年～R2年の10年統計で死亡者数と死傷者数のいずれも全国ワースト2位

	死亡者数	死傷者数
ワースト1	北海道	北海道
ワースト2	宮崎県	宮崎県
ワースト3	岩手県	高知県
ワースト4	鹿児島県 (岩手県と同数)	岐阜県
ワースト5	秋田県	岩手県

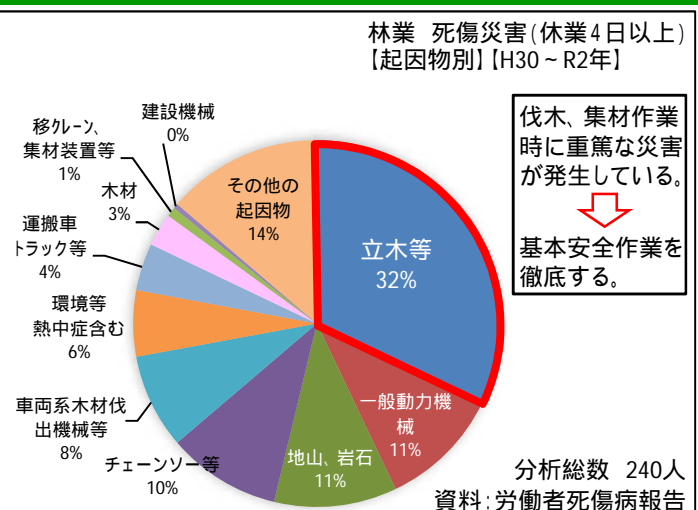


資料：労働者死傷病報告、死亡災害報告

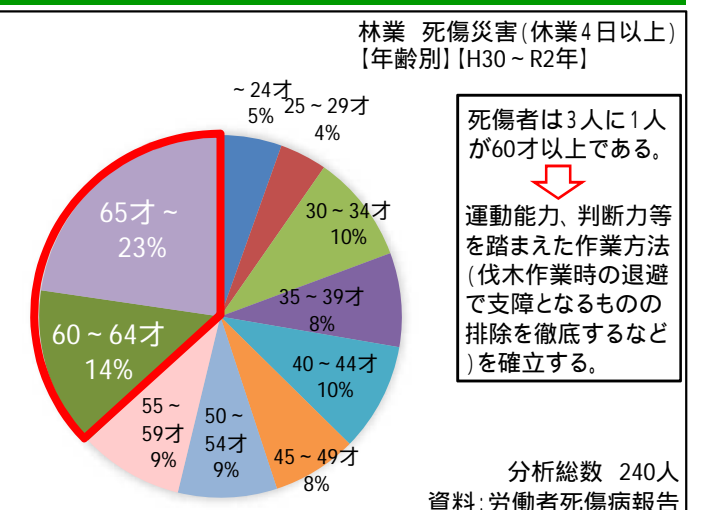
県内の林業における死傷災害（休業4日以上）の発生状況【H30年～R2年】 240件



チェーンソーでは大腿部、下腿部、刈払機では足首の切創災害が多い。
足首及びつま先に保護材のある安全靴等及び防護衣の着用を徹底する。



伐木、集材作業時に重篤な災害が発生している。
基本安全作業を徹底する。



死傷者は3人に1人が60才以上である。
運動能力、判断力等を踏まえた作業方法（伐木作業時の退避で支障となるものの排除を徹底するなど）を確立する。

令和1年～3年 県内の林業における死亡災害事例

番号	発生日	性別	年齢	経験期間	災害の種類	災害の概要
1	R1.5	男	70代	2年	伐倒時の退避中	杉（樹高約23m）に追い口を入れた箇所にクサビを被災者が打ち込んだところ、予定した伐倒方向と違う方向へ伐倒木が倒れ、近くで作業していたグラブルの掴みアームに接触した。その反動で伐倒木が被災者の退避場所に滑り、被災者に激突した。（死亡災害事例）
2	R1.9	男	40代	2年	林道から車両ごと転落	被災者は長さ4mの丸太約60本を積載したトラックレール（最大積載量9.3t）を運転して林道を走行していたところ、林道の路肩が崩壊（長さ3.5m、最大幅68cm）し、崖下に転落した。
3	R1.9	男	20代	5年	山道から滑落	被災者は間伐作業現場に向かうため、傾斜約50度の落ち葉で覆われている山道を歩行していたところ、足を滑らせ滑落（斜距離約12m）し、河床の岩で頭を強打した。被災者はスパイク付きの靴を着用しておらず、被災直後、保護帽は脱げていた。
4	R1.10	男	60代	4ヶ月	林道から車両ごと転落	被災者は傷んだ林道を補修するための川砂利を積載した不整地運搬車を運転していた。砂利をダンプし、不整地運搬車を旋回等させていたとき、林道の路肩から車両ごと約6m下に転落し、被災者は不整地運搬車の下敷きになった。（死亡災害事例）
5	R1.12	男	70代	10年	つるがらみ	胸高直径約30cmの広葉樹を被災者が伐倒したところ、この広葉樹の山側にあった胸高直径約20cmの広葉樹が高さ約8mの位置の幹で折れ、長さ約9.5mの先端部分が落ちて被災者に当たった。広葉樹が折れた原因は、つるがらみ、えだがらみなどが考えられる。
6	R2.7	男	50代	5年	伐倒時の退避中	杉・ヒノキの皆伐作業現場において、伐採作業を行っていた被災者のチェーンソーの音が聞こえなかったため、同僚が行ってみると、倒れている被災者を発見した。杉を伐倒した際、既に倒した伐倒木に接触し、その反動で伐倒木の元口が跳ね上がり、被災者に激突したものと推定される。
7	R3.5	男	70代	25年	伐倒時の退避中	杉の主伐現場において、被災者が作業の待ち時間にチェーンソーを使用して杉（胸高直径約24cm、樹高約16.9m）を伐倒したところ、伐倒木が近くのかかり木の上へ倒れて退避中の被災者の方向へ滑り、被災者に元口が激突し、さらに付近の倒木との間に胸部を挟まれ死亡した。
8	R3.7	男	50代	39年	つるがらみ	皆伐現場において、伐木作業に従事していた被災者が、伐根（杉A）の横で根返りを起こして倒れている杉B（樹高約12m、胸高直径約10cm）の下敷きになった状態で発見された。杉Aと杉Bはつるで繋がっていた。

死亡災害事例		発生状況 杉（樹高約23m）に追い口を入れた箇所にクサビ1本を被災者が打ち込んだところ、予定した伐倒方向と違う方向へ伐倒木が倒れ、近くで作業していたグラブルの掴みアームに接触した。その反動で伐倒木が被災者の退避場所に滑り、被災者に激突した。
	災害原因 ・受け口及び追い口の作成が不十分でクサビの打ち込み方向も適切でなかったことから、立木を伐倒予定方向に伐倒できなかったこと。 ・伐倒木とグラブルの退避場所の距離が不足していたため、伐倒予定方向に倒れなかった伐倒木がグラブルの退避場所に倒れ、運転者が危険回避のため掴みアーム部で掴もうとしたが掴めず、掴みアーム部に接触した伐倒木が想定外の方向に倒れたこと。	
	再発防止対策 ・伐倒作業は受け口、追い口を適切な位置に作成し、クサビを2本以上使用して、伐倒予定方向に確実に倒すこと。 ・伐倒木が他の作業者に激突しないよう、伐倒木の樹高の2倍を半径とする円の内部に他の作業者を立ち入らせないこと。	
死亡災害事例		発生状況 被災者は傷んだ林道を補修するための川砂利を積載した不整地運搬車を運転していた。砂利をダンプし、不整地運搬車を旋回等させていたとき、林道の路肩から車両ごと約6m下に転落し、被災者は不整地運搬車の下敷きになった。
	災害原因 ・無資格である被災者に不整地運搬車を運転させたこと。 ・不整地運搬車にサイドミラーが取り付けられていなかったため、運転席から右側側面、後方が死角となったこと。 ・不整地運搬車を走行するにあたり、危険箇所の事前調査及び路肩の明確な表示が不十分であったこと。 ・作業場所の広さ、地形、不整地運搬車の能力等に適合する作業計画を作成していなかったこと。 ・路肩から墜落するおそれのある林道において、不整地運搬車の作業を行う際、誘導者を配置していなかったこと。	
	再発防止対策 ・不整地運搬車の運転業務には、不整地運搬車の運転技能講習修了者等を従事させること。 ・不整地運搬車を現場に持ち込む前に、運転者の側面、後方の死角を少なくするためのサイドミラーを取り付けること。 ・危険箇所の事前調査を確実にし、路肩の明確な表示等を行うこと。 ・作業場所の状況、不整地運搬車の能力等に適合し、運行経路、具体的な作業方法を明確にした作業計画を作成し、関係労働者に周知すること。 ・路肩から墜落するおそれのある林道で不整地運搬車の作業を行う際は誘導者を配置し、その者に適切に誘導させること。	

同種の原因・状況による死亡災害を防ぐために

上記の死亡災害事例を見ると、近年は**伐倒木の予期せぬ滑動・跳ね上がり**、**林道から車両ごと転落**、**つるがらみ**が原因の死亡災害が複数回発生しています。いずれも死亡災害の原因となりやすい重大なリスクであることから、同種災害を再び発生させないために、それぞれのリスクに対して基本となる安全対策を徹底して実施しましょう。



伐倒時の退避場所は、伐倒方向と反対側の斜め上方とし、伐倒木から**3m以上離れた木の陰**を選定しましょう。
 死亡災害では、伐倒木が重機や別の伐倒木・かかり木に接触して予期せぬ方向に滑動したことが原因となっています。退避の距離や伐倒木周囲の障害物の確認範囲は**過少に見積もらず**、余裕を持ちましょう。



林道の幅員については、走行する車両の接地幅の**1.2倍以上**を確保しましょう。また、終点に車回しを設け、原木を積載した走行が**前進走行**となるようにしましょう。

イラスト：林業・木材製造業労働災害防止協会

宮崎労働局ホームページをご活用ください

宮崎労働局ホームページでは、林業の安全活動に活用できる資料や各種様式を公開しています。

- ・強調運動実施要綱
- ・林業ポスター
- ・本リーフレット
- ・死亡災害事例
- ・「安全現場宣言」様式
- ・各種作業計画様式



資料・各種様式のご利用

「安全現場宣言」様式

労働災害防止のため、私はこうします！

- ★グラブルの作業半径内は立入禁止にします。
- ★立木を伐倒する時は、笛による合図・指差し野暮を必ず行います。

労働災害のない林業現場の実現

振動障害の防止のために

- チェーンソー・刈払機を使用する際は、以下の点に留意しましょう。
- ・振動工具の**使用時間管理**
 - ・**防振手袋の着用**の徹底
 - ・点検、整備の励行
 - ・振動工具管理
 - ・責任者の選任



伐倒予定木の上方を見て、つるがらみや枝がらみの状態、落ちそうな枝等がないかを確認しましょう。



- ・宮崎労働局 0985-38-8835
- ・宮崎労働基準監督署 0985-44-2914
- ・延岡労働基準監督署 0982-34-3331
- ・都城労働基準監督署 0986-23-0192
- ・日南労働基準監督署 0987-23-5277